新旧対照表

第　7　次　改　訂　版	根拠条文等・考え方	第　8　次　改　訂　版	根拠条文等・考え方
1　受信機		**1　受信機**	
受信機は，令第 37 条第 7 号の 3 及び規則第 24 条第 6 号の規定によるほか，次によること。		受信機は，令第 37 条第６号　及び規則第 24 条第 6 号の規定によるほか，次によること。	
⑴　設置要領		⑴　設置要領	
受信機の設置要領は，規則第 24 条第 2 号及び第 24 条の 2 第 1 号の規定によるほか，次によること。		受信機の設置要領は，規則第 24 条第 2 号及び第 24 条の 2 第 1 号の規定によるほか，次によること。	
ア　共同住宅等管理人が不確定な防火対象物に設置する受信機は，居住者及び消防隊が容易に受信機の表示等を確認できる位置に設け，かつ，いたずら防止のための措置を講ずること。★	S54　消防予 208＋指導基準	ア　共同住宅等管理人が不確定な防火対象物に設置する受信機は，居住者及び消防隊が容易に受信機の表示等を確認できる位置に設け，かつ，いたずら防止のための措置を講ずること。◆	指導基準
イ　受信機は，次の保有空間を確保すること。◆	指導基準	イ　受信機は，次の保有空間を確保すること。◆	指導基準
(ｱ)　扉の開閉に支障のない位置に設置されていること。		(ｱ)　扉の開閉に支障のない位置に設置されていること。	
(ｲ)　前面は，１m以上の空間が確保されていること。		(ｲ)　前面は，１m以上の空間が確保されていること。	
(ｳ)　背面に扉のあるものは，点検に必要な空間が確保されていること。		(ｳ)　背面に扉のあるものは，点検に必要な空間が確保されていること。	
ウ　表示窓には，警戒区域の番号及びその名称を容易に消えない方法で記入すること。◆	指導基準	ウ　表示窓には，警戒区域の番号及びその名称を容易に消えない方法で記入すること。◆	指導基準
エ　階数が３を超え（防火対象物の形態等により，警戒区域が４となるものを除く。）又は警戒区域が５を超える防火対象物には，原則として，Ｐ型１級の受信機を設けること。★	S44　消防予 250＋指導基準	エ　　警戒区域が５を超える防火対象物には，原則として，Ｐ型１級の受信機を設けること。	S44　消防予 250
オ　夜間，宿直室等に火災を通報する必要のあるものは，主ベルの鳴動と同時に鳴動する補助的な音響装置　　を，当該宿直室に設けること。◆	指導基準（東消基準）	オ　夜間，宿直室等に火災を通報する必要のあるものは，主ベルの鳴動と同時に鳴動する補助的な音響装置又は副受信機を，当該宿直室に設けること。◆	指導基準（東消基準）
カ　温度又は湿度が高く，衝撃，振動が激しい等，受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。◎	S44　消防予 250	カ　温度又は湿度が高く，衝撃，振動が激しい等，受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。	S44　消防予 250
キ　受信機には，D 種接地を施すこと。◎	S44　消防予 265	キ　受信機には，D 種接地を施すこと。	S44　消防予 265
ク　　同一敷地内に２以上の建築物がある場合で，管理上やむを得ず受信場所を１箇所とするものは，各建築物に副受信機を，防災センター等に受信機を設け設備の集中管理を図ることができる。ただし，次の(ア)又は(イ)に該当する場合は，各建築物に副受信機を設置しないことができる。		ク　一の建築物は、当該建築物に設置される受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に２以上の建築物があり　，管理上やむを得ない場合で、次の全てに該当する場合は、各棟を監視する各受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けることができる。◆	指導基準
(ｱ)　次の各号に適合する場合　◆	指導基準（東消基準）	（削除）	
a　防火対象物の各部分が，受信機から半径 60m以内に包含されていること。			
b　階数を４以下とし，かつ，警戒区域を５以下（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものは，８以下。）とすること。			
c　受信機の設置場所と防火対象物の避難階の入口付近に相互に通話できる専用の装置を設けること。			
(ｲ)　防火対象物が平屋建で警戒区域が２以下の場合又はこれに準ずるものとして，消防長又は消防署長が認めるもの。◆	指導基準	（削除）	
（追加）		(ｱ)　防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信場所があること。	
（追加）		(ｲ)　各建物と火災受信場所との間に、の同時通話装置（非常電話、	指導基準

		インターホン又は緊急割込みの機能を有する構内電話等）が設けられていること。	
（追加）		コ　同一の場所に２以上の受信機が設けられている場合は、当該受信機に同時通話装置を設けないことができる。◆	指導基準
（追加）		サ　放送設備が設置される防火対象物にあっては、操作部と併設すること。◆	
ケ　副受信機の操作スイッチは，床面から 0.8m（いすに座って操作するものは 0.6m）以上，1.5m以下の箇所に設けること。◆	指導基準	ケ　副受信機の操作スイッチは，床面から 0.8m（いすに座って操作するものは 0.6m）以上，1.5m以下の箇所に設けること。◆	指導基準
(2)　警戒区域		(2)　警戒区域	
警戒区域は，令第 21 条第 2 項第 1 号，第 2 号及び規則第 23 条第 1 項の規定によるほか，次によること。		警戒区域は，令第 21 条第 2 項第 1 号，第 2 号及び規則第 23 条第 1 項の規定によるほか，次によること。	
ア　警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は，防火対象物の２以上の階にわたらないこと。●	令 21-2-1	ア　警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は，令第 21 条第 2 項第１号の規定により防火対象物の２以上の階にわたらないこととされているが、規則第 23 条第１項第１号の規定によるほか、次の各号の１に該当する場合はこの限りでない。	令 21-2-1
ただし，次の各号の１に該当する場合はこの限りでない。		（削除）	
(ｱ)　警戒区域の面積（天井裏，小屋裏等を警戒する必要があるときは，その床面積を含む。）が，500 ㎡以下であり，かつ，当該警戒区域が防火対象物の２の階にわたる場合。●	規 23-1		
(ｲ)　階段，傾斜路等は，高さ 45m以下ごとに１の警戒区域とすることができる。◎	S44　消防予 249	(ｱ)　階段，傾斜路等は，高さ 45m以下ごとに１の警戒区域とすることができる。	S44　消防予 249
ただし，地階（地階の階数が１の防火対象物を除く。）の階段，傾斜路等は別警戒区域とすること。◆	指導基準	ただし，地階（地階の階数が１の防火対象物を除く。）の階段，傾斜路等は別警戒区域とすること。◆	指導基準
(ｳ)　階段，傾斜路，エレベーター昇降路，パイプダクト，その他これらに類する場所が同一防火対象物に２以上ある場合は，それらの１から水平距離 50mの範囲内にあるものは，同一警戒区域とすることができる。◎	S44　消防予 249	(ｲ)　階段，傾斜路，エレベーター昇降路，パイプダクト，その他これらに類する場所が同一防火対象物に２以上ある場合は，それらの１から水平距離 50mの範囲内にあるものは，同一警戒区域とすることができる。	S44　消防予 249
(ｴ)　各階の階段がそれぞれ５ｍ未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は，１の直通階段とすることができる。◎	S44　消防予 265	(ｳ)　各階の階段がそれぞれ５ｍ未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は，１の直通階段とすることができる。	S44　消防予 265
(ｵ)　廊下，通路等又は地上の階数が２以下の防火対象物の階段は，当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。◆	指導基準	(ｴ)　廊下，通路等又は地上の階数が２以下の防火対象物の階段は，当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。◆	指導基準
（追加）		(ｵ)　警戒区域番号は、原則として下階より上階へ、また、受信機に近い場所から遠い場所へと順に付す。なお、階段、エレベーターシャフト、ダクト等のたて穴は、各階の居室等の番号のあとに付けること。◆	自火報工事基準書
イ　防火対象物の主要な出入口から，その内部を見通すことができる場合の１の警戒区域の１辺の長さ（光電式分離型感知器を設置する場合を除く。）は，令第 32 条の規定を適用して 100m以下とすることができる。◎	S60　消防予 42	イ　防火対象物の主要な出入口から，その内部を見通すことができる場合の１の警戒区域の１辺の長さ（光電式分離型感知器を設置する場合を除く。）は，令第 32 条の規定を適用して 100m以下とすることができる。	S60　消防予 42
ウ　泡消火設備等の感知部分として自動火災報知設備の感知器のほか，自動開放弁の開放専用の感知器を設置する場合の感知区域は，泡消火設備等の放射区域と同一に設定すること。◎	S44　消防予 265	ウ　泡消火設備等の感知部分として自動火災報知設備の感知器のほか，自動開放弁の開放専用の感知器を設置する場合の感知区域は，泡消火設備等の放射区域と同一に設定すること。	S44　消防予 265
エ　受信機の１の表示窓には，２以上の警戒区域を表示しないこと。◎	S44　消防予 250	エ　受信機の１の表示窓には，２以上の警戒区域を表示しないこと。	S44　消防予 250
(3)　常用電源		(3)　常用電源	

常用電源は，原則として交流電源によるものとし，次によること。	規 24-3＋指導基準	常用電源は、規則第 24 条第 3 号イ及びロの規程定によるほか、次によること。	
ア　電源の電圧及び容量が適切であること。◎	S44　消防予 250	ア　電源の電圧及び容量が適切であること。	S44　消防予 250
イ　電源電圧は，300Ｖ以下とし，150Ｖを超えるものは変圧器の外箱がＤ種接地工事により設置されていること。◎	S44　消防予 250	イ　電源電圧は，300Ｖ以下とし，150Ｖを超えるものは変圧器の外箱がＤ種接地工事により設置されていること。	S44　消防予 250
ウ　電源は，専用回路とすること。 ただし，他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で，これにより自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれのないときは，共用することができる。★	規 24-3 イ＋指導基準	ウ　電源は，専用回路とすること。 ただし，他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で，これにより自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれのないときは，共用することができる。◆	規 24-3 イ
エ　電源は，配電盤又は分電盤主開閉器又は階別主開閉器の電源側から分岐すること。 ただし，次図のように配電盤及び分電盤の分岐回路に，それぞれ自動遮断器を設け，分岐回路で発生した電気事故が幹線に波及するおそれがなく，かつ，常用電源が確保されている分電盤の二次側から専用回路として受信機の電源をとる方式は，この限りでない。◎	S40　自消丙予発 156	エ　電源は，配電盤又は分電盤主開閉器又は階別主開閉器の電源側から分岐すること。 ただし，次図のように配電盤及び分電盤の分岐回路に，それぞれ自動遮断器を設け，分岐回路で発生した電気事故が幹線に波及するおそれがなく，かつ，常用電源が確保されている分電盤の二次側から専用回路として受信機の電源をとる方式は，この限りでない。	S40　自消丙予発 156
（図追加）		（図　略(別添 1 参照)）	
オ　開閉器の見やすい個所に，自動火災報知設備専用である旨の表示をすること。●	規 24-3 ロ	（削除）	
カ　回路の分岐点から３ｍ以下の箇所に各極を同時に開閉できる開閉器及び過電流遮断器（定格遮断電流 20 アンペア以下のもの）を設けること。●	電気設備基準	カ　回路の分岐点から３ｍ以下の箇所に各極を同時に開閉できる開閉器及び過電流遮断器（定格遮断電流 20 アンペア以下のもの）を設けること。	電気設備基準
（追加）		キ　蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、「蓄電池設備の基準（昭和 48 年 2 月 10 日消防庁告示第 2 号)」に適合するものを使用すること。	S44　消防予 250
（追加）		ク　蓄電池設備の出力電圧は、受信機の定格電圧に等しいものであるとともに、蓄電池設備には出力電圧を維持するために十分な容量の充電装置が備えられていること。	
（追加）		ケ　蓄電池から受信機に至る配線の途中に主電源の各極に開閉できる開閉器及び最大負荷電流の 1.5～3.0 倍の定格電流で作動する密閉型のヒューズが設けられていること。	
(4)　非常電源 第 23 非常電源設備の技術基準によること。ただし，受信機の予備電源が，非常電源の所要量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。◎	S44　消防予 265	(4)　非常電源 第 23 非常電源設備の技術基準によること。ただし，受信機の予備電源が，非常電源の所要量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。	S44　消防予 265
2　感知器 感知器は，令第 21 条第 2 項第 3 号及び第 37 条第 7 号の規定によるほか，次によること。		**2　感知器** 感知器は，令第 21 条第 2 項第 3 号及び第 37 条第 4 号の規定によるほか次によること。	
⑴　感知器の設置を要しない部分は，令第 21 条第 2 項第 3 号の規定によるほか，次によること。		⑴　感知器の設置を要しない部分は，令第 21 条第 2 項第 3 号の規定によるほか，次によること。	
ア　規則第 23 条第４項第１号イからハまでに掲げる場所。●		ア　規則第 23 条第４項第１号イからハまでに掲げる場所。	
イ　仮設建築物で，巡回監視装置を設け頻繁に巡視する場合，火災感知器用のセキュリティシステムを設置し，火災信号を常時警備会社で監視している場合等，容易に火災を感知できる措置をとるときは，	S38　自消丙予発 59	イ　仮設建築物で，巡回監視装置を設け頻繁に巡視する場合，火災感知器用のセキュリティシステムを設置し，火災信号を常時警備会社で監視している場合等，容易に火災を感知できる措置をとるときは，	S38　自消丙予発 59

自動火災報知設備を設置しないことができる。◎		自動火災報知設備を設置しないことができる。＿	
ウ　金属等の溶融，鋳造又は鍛造設備のある場所のうち，感知器により有効に感知できない部分。◎	S38　自消丙予発 59	ウ　金属等の溶融，鋳造又は鍛造設備のある場所のうち，感知器により有効に感知できない部分。＿	S38　自消丙予発 59
エ　便所，浴室及びこれらに類するもの。★	S38　自消丙予発 59＋指導基準	（削除）	
オ　振動が著しく感知器の機能の保持が困難な場所。◎	S38　自消丙予発 59	オ　振動が著しく感知器の機能の保持が困難な場所。＿	S38　自消丙予発 59
カ　狭あいな天井裏等で感知器の設置，維持を行なうことが困難な場所。◎	S38　自消丙予発 59	カ　狭あいな天井裏等で感知器の設置，維持を行なうことが困難な場所。◎	S38　自消丙予発 59
キ　上屋その他外部の気流が流通する場所で，感知器（炎感知器を除く）によっては，当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもので，次に掲げる場所。		キ　上屋その他外部の気流が流通する場所で，感知器（炎感知器を除く）によっては，当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもので，次に掲げる場所。	
(ｱ)　開放廊下（たれ壁が設けられていないものに限る。ただし，たれ壁が天井面から 50 ㎝以上下方に突出していないものは，この限りでない。）◆	指導基準	(ｱ)　開放廊下（たれ壁が設けられていないものに限る。ただし，たれ壁が天井面から 50 ㎝以上下方に突出していないものは，この限りでない。）◆	指導基準
(ｲ)　(ｱ)以外の場所は，次の各号に適合する場所。		(ｲ)　(ｱ)以外の場所は，次の各号に適合する場所。	
a　隣棟及び隣地境界線からの距離が 3m以上であること。◆	指導基準	a　隣棟及び隣地境界線からの距離が 3m以上であること。◆	指導基準
b　天井面（梁がさがっているときは梁）から天井高の２分の１以上の部分が常時開放されていること。◆	指導基準	b　天井面（梁がさがっているときは梁）から天井高の２分の１以上の部分が常時開放されていること。◆	指導基準
c　外気に面するそれぞれの部分から５ｍ未満の範囲に包含されている部分。◎	S54　消防予 228	c　外気に面するそれぞれの部分から５ｍ未満の範囲に包含されている部分。＿	S54　消防予 228
(ｳ)　国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する多段・多層式の自走式自動車車庫の場合，常時外気に直接開放されている部分から５ｍ未満の範囲の部分及び車路の部分（エキスパンドメタル，グレーチングメタル等を使用している部分に限る。）◎ （追加） （追加） （追加）	H12　消防予３＋指導基準	(ｳ)　国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する多段式の自走式自動車車庫の場合，自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性が次のａからＣの全ての基準を満たしている部分から５ｍ未満の範囲。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯設備が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。（次図） a　常時外気に直接開放されていること。 b　各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の５％以上であるとともに、当該階の外周長さに０．５ｍを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。 c　車室の各部分から水平距離３０ｍ以内の外周部において１２㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ１／２以上の部分で、かつ、はり等の下端から５０㎝以上の高さを有する開口部に限る。）が確保されていること。（次図）	H18　消防予 110 (H21　消防予 129 で一部改正) ※H12 消防予３(84 号通知等)の改正

（図追加）		（図　略(別添２参照)）	
ク　煙感知器及び熱煙複合式スポット型感知器にあっては，アからキに掲げる場所のほか，次に掲げる場所。		ク　煙感知器及び熱煙複合式スポット型感知器にあっては，アからキに掲げる場所のほか，次に掲げる場所。	
(ｱ)　規則第 23 条第４項第１号ニ(ｲ)から(ﾁ)までに掲げる場所。●	S44. 5. 16　予防課長事務連絡	(ｱ)　規則第 23 条第４項第１号ニ(ｲ)から(ﾁ)までに掲げる場所。＿	S44. 5. 16　予防課長事務連絡
(ｲ)　アルコール，アセトン等で感知しにくい燃焼生成物を発生する場所。◎	S44. 5. 16　予防課長事務連絡	(ｲ)　アルコール，アセトン等で感知しにくい燃焼生成物を発生する場所。＿	S44. 5. 16　予防課長事務連絡
(ｳ)　空気の流通がなく，煙が流通しにくい場所。◎	指導基準	(ｳ)　空気の流通がなく，煙が流通しにくい場所。＿	指導基準
(ｴ)　風速が常時５m/sec 以上となるおそれのある場所。◆		(ｴ)　風速が常時５m/sec 以上となるおそれのある場所。◆	
ケ　炎感知器については，イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第 23 条第４項第１号ハ及びホ(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる場所。		ケ　炎感知器については，イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第 23 条第４項第１号ハ及びホ(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる場所。	
(2)　令第 32 条の規定を適用して，感知器の設置を免除できる部分。	S38　自消丙予発 59	(2)　令第 32 条の規定を適用して，感知器の設置を免除できる部分。	S38　自消丙予発 59
ア　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で，出火の危険がないと認められるか又は出火源となる設備，物件が原動機，電動機等にして出火のおそれが著しく少なく延焼拡大のおそれがないと認められるもので，かつ，次の各号のいずれかに該当するもの。◎		ア　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で，出火の危険がないと認められるか又は出火源となる設備，物件が原動機，電動機等にして出火のおそれが著しく少なく延焼拡大のおそれがないと認められるもので，かつ，次の各号のいずれかに該当するもの。＿	
(ｱ)　浄水場，汚水処理場等の用途に供する建築物で内部の設備が水管，貯水池又は貯水そうのみであるもの。		(ｱ)　浄水場，汚水処理場等の用途に供する建築物で内部の設備が水管，貯水池又は貯水そうのみであるもの。	
(ｲ)　屋内プール又はスケートリンクの滑走部分。		(ｲ)　屋内プール又はスケートリンクの滑走部分。	
(ｳ)　抄紙工場，サイダー，ジュース工場等の洗浄，充てん場等の部分。		(ｳ)　抄紙工場，サイダー，ジュース工場等の洗浄，充てん場等の部分。	
(ｴ)　不燃性の金属，石材等の加工場で可燃性のものを収納又は取扱わない部分。		(ｴ)　不燃性の金属，石材等の加工場で可燃性のものを収納又は取扱わない部分。	
(ｵ)　倉庫，塔屋部分等にして，不燃性の物品のみを収納するもの。		(ｵ)　倉庫，塔屋部分等にして，不燃性の物品のみを収納するもの。	
(ｶ)　腐食性ガスが発生し，感知器の機能に支障を及ぼすおそれのある部分。		(ｶ)　腐食性ガスが発生し，感知器の機能に支障を及ぼすおそれのある部分。	
（追加）		(ｷ)　便所，浴室及びこれらに類するもの。★	S44　消防予 249＋S38　自消丙予発 59
イ　金庫室でその開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けているもの。◎	S38　自消丙予発 59	イ　金庫室でその開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けているもの。◎	S38　自消丙予発 59
ウ　冷凍室等（一の床面積が 30 ㎡を超えるもの）で火災を早期に感知するため，次に掲げる設備を設けているもの。なお，30 ㎡以下の冷凍室等は(ア)に掲げる自動温度表示装置を設けること。★	S38　自消丙予発 59＋指導基準	ウ　冷凍室等で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置のあるもの。 ただし、一の床面積が 30 ㎡を超える冷凍室等は、火災を早期に感知するため，次に掲げる設備を設けているもの。なお，30 ㎡以下の冷凍室等は(ア)に掲げる自動温度表示装置を設けること。◆	S38　自消丙予発 59 指導基準
(ｱ)　冷凍室等の温度状況を常時有効に監視できる指示温度計又は自動温度計を用いた自動温度表示装置を，守衛室その他常時人のいる場所に設けること。		(ｱ)　冷凍室等の温度状況を常時有効に監視できる指示温度計又は自動温度計を用いた自動温度表示装置を，守衛室その他常時人のいる場所に設けること。	
(ｲ)　自動温度表示装置又はその直近の箇所に，冷凍室等の温度が設定温度より上昇した場合に，警報音を発する音響装置（ベル又はブザー等）を設けること。		(ｲ)　自動温度表示装置又はその直近の箇所に，冷凍室等の温度が設定温度より上昇した場合に，警報音を発する音響装置（ベル又はブザー等）を設けること。	
(ｳ)　音響装置の音圧は，取付けられた音響装置の中心から１m離れた位置で 70ｄＢ以上あること。		(ｳ)　音響装置の音圧は，取付けられた音響装置の中心から１m離れた位置で 70ｄＢ以上あること。	
(ｴ)　自動温度表示装置及び音響装置の電源は，次によること。		(ｴ)　自動温度表示装置及び音響装置の電源は，次によること。	
a　電源は，交流定圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。		a　電源は，交流定圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。	
b　開閉器には，自動温度表示装置及び音響装置用のものである		b　開閉器には，自動温度表示装置及び音響装置用のものである旨	

旨の表示をすること。 (ｵ)　配線は，電気工作物に係る法令の規定によること。		旨の表示をすること。 (ｵ)　配線は，電気工作物に係る法令の規定によること。	
エ　工場又は作業場で常時作業（昼夜とも）し，かつ，火災発生を容易に覚知し報知できる部分。◎	S38　自消丙予発 59	エ　工場又は作業場で常時作業（昼夜とも）し，かつ，火災発生を容易に覚知し報知できる部分。―	S38　自消丙予発 59
オ　事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電室又は変圧器室のうち，主要構造部を耐火構造とし，かつ，壁及び天井が不燃材料で造られているもの。◎	S38　自消丙予発 59	オ　事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電室又は変圧器室のうち，主要構造部を耐火構造とし，かつ，壁及び天井が不燃材料で造られているもの。―	S38　自消丙予発 59
カ　電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く）で，主要構造部を耐火構造とし，かつ，屋内に面する天井（天井のない場合は屋根）壁及び床が準不燃材料で造られているもの。◎	S38　自消丙予発 59	カ　電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く）で，主要構造部を耐火構造とし，かつ，屋内に面する天井（天井のない場合は屋根）壁及び床が準不燃材料で造られているもの。―	S38　自消丙予発 59
キ　準耐火構造の建築物の天井裏，小屋裏等で不燃材料の壁，天井及び床で造られた部分。◎	S38　自消丙予発 59	キ　建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当する建築物の天井裏，小屋裏等で不燃材料の壁，天井及び床で造られた部分。―	S38　自消丙予発 59
ク　床の間又は踏込みで，その部分の面積が２㎡未満のもの。◆	指導基準	ク　床の間又は踏込みで，その部分の面積が２㎡未満のもの。◆	指導基準
ケ　通行の用途のみに供される風除室。◆	指導基準	ケ　通行の用途のみに供される風除室。◆	指導基準
コ　押入れ，物置又はショーケース等で，次のいずれかに該当するもの。		コ　押入れ，物置又はショーケース等で，次のいずれかに該当するもの。	
(ｱ)　１㎡未満で寝具類以外の物品を収容するもの。◆	指導基準	(ｱ)　１㎡未満で寝具類以外の物品を収容するもの。◆	指導基準
(ｲ)　その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は，感知器の設置を省略することができる。◎	S38　自消丙予発 59	(ｲ)　その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は，感知器の設置を省略することができる。―	S38　自消丙予発 59
（図　略）		（図　略）	
サ　炎感知器にあっては，上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが 20m以上である場所で，当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により，火災発生の危険が著しく少なく又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合。◎	H3　消防予 128	サ　炎感知器にあっては，上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが 20m以上である場所で，当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により，火災発生の危険が著しく少なく又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合。―	
シ　国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する多段式の自走式自動車車庫について，次の(ア)又は(イ)若しくはこれと同等以上の開放性が確保されている場合。ただし，非常警報設備及び管理人等の常時人のいる場所又は入口等の利用者の目に触れやすい場所に火災通報装置又は電話等を設置する場合に限る。◎ (ｱ)　エキスパンドメタル，グレーチングメタル，パンチングメタル等を使用することにより天井部分について全面的に開放している場合。 (ｲ)　壁面について，次のａ又はｂに該当するものであり，かつ天井部分の開口部の面積（エキスパンドメタル，グレーチングメタル，パンチングメタル等の部分については有効開口面積とする。）の合計が床面積の 20%以上確保されている場合。 ａ　長辺の一辺について常時外気に開放されており，かつ，他の一辺について当該壁面の面積の２分の１以上が常時外気に開放されていること。 ｂ　４辺の上部 50 ㎝以上の部分が常時外気に直接開放されている	H12　消防予 3＋指導基準	（削除）	

こと。 (3)　設置場所に適応する感知器の種別 次の設置場所の用途及び高さにより，有効に作動する感知器を選定して設置すること。		(3)　設置場所に適応する感知器の種別 規則第 23 条第 4 項から第 6 項の規定によるほか、次の設置場所の用途及び高さにより，有効に作動する感知器を選定して設置すること。	
ア　次の(ｱ)及び(ｳ)に掲げる場所にあっては煙感知器を，(ｲ)に掲げる場所にあっては煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を，(ｴ)に掲げる場所にあっては煙感知器又は炎感知器を，(ｵ)及び(ｷ)に掲げる場所にあっては炎感知器を，(ｶ)に掲げる場所にあっては煙感知器，熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設置すること。● (ｱ)　階段及び傾斜路 (ｲ)　廊下及び通路（令別表第１(1)項から(6)項まで，(9)項，(12)項，(15)項，(16)項イ，(16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物の部分に限る。） (ｳ)　エレベーターの昇降路，リネンシュート，パイプダクトその他これらに類するもの。 (ｴ)　感知器の取付け面の高さが 15m以上 20m未満の場所 (ｵ)　感知器を設置する区域の天井等の高さが 20m以上の場所 (ｶ)　(ｱ)から(ｵ)に掲げる場所以外の地階，無窓階及び 11 階以上の部分（令別表第１(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項，(9)項イ，(15)項，(16)項イ，(16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。） (ｷ)　令別表第１に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分	規 23-4, 5, 6		
イ　地階，無窓階及び 11 階以上の部分に該当して煙感知器，熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設ける場合で，次の各号の１に該当する場合は，令第 32 条の規定を適用して煙感知器，熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を高感度の熱感知器とすることができる。★ (ｱ)　天井裏又は小屋裏に設置する場所。 (ｲ)　規則第23条第５項第１号から第５号までに掲げる場所以外の場所（居室を除く）で，次の各号に適合する場合。 a　天井の高さを 2.5m以下とすること。 b　耐火構造の床，壁及び常時閉鎖式の防火戸で区画すること。 c　ｂの区画された部分の床面積を 40 ㎡以下とすること。 d　ｂの区画された部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。 (ｳ)　居室で天井の高さが３ｍ未満で，かつ，床面積が 50 ㎡以下であり，内装制限等防火に関する規定が現行建基法に適合しているもののうち，次に掲げる部分 a　飲食店，料理店の客席部分 b　キャバレー，スナック等の用途部分 c　パチンコ，マージャン等の用途部分 d　応接室，休憩室，食堂，宿直室，控室等の用途部分 (ｴ)　複合用途防火対象物のうち個人の住宅部分 (ｵ)　駐車の用に供する部分	(規 23-5-6，S55　消防予 60，H3　消防予 240)＋指導基準	ア　地階，無窓階及び 11 階以上の部分に該当して煙感知器，熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設ける場合で，次の各号の１に該当する場合は，令第 32 条の規定を適用して煙感知器，熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を高感度の熱感知器とすることができる。★ (ｱ)　天井裏又は小屋裏に設置する場所。 (ｲ)　規則第23条第５項第１号から第５号までに掲げる場所以外の場所（居室を除く）で，次の各号に適合する場合。 a　天井の高さを 2.5m以下とすること。 b　耐火構造の床，壁及び常時閉鎖式の防火戸で区画すること。 c　ｂの区画された部分の床面積を 40 ㎡以下とすること。 d　ｂの区画された部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。 (ｳ)　居室で天井の高さが３ｍ未満で，かつ，床面積が 50 ㎡以下であり，内装制限等防火に関する規定が現行建基法に適合しているもののうち，次に掲げる部分 a　飲食店，料理店の客席部分 b　キャバレー，スナック等の用途部分 c　パチンコ，マージャン等の用途部分 d　応接室，休憩室，食堂，宿直室，控室等の用途部分 (ｴ)　複合用途防火対象物のうち個人の住宅部分 (ｵ)　駐車の用に供する部分	(規 23-5-6，S55　消防予 60，H3　消防予 240)＋指導基準
ウ　設置場所の環境状態に適応する感知器◎ (ｱ)　多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器 a　(1)コ(ｱ)から(ｷ)及びサ(ｷ)に掲げる場所	H3　消防予 240	イ　設置場所の環境状態に適応する感知器 (ｱ)　多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器 a　(1)ク(ｱ)（規則第 23 条第 4 項第 1 号二(ﾁ)を除く。）及び(1)	H3　消防予 240

に設置する感知器は，表１によること。 b　a 以外の場所のうち，表２の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは，アに掲げる場所にあっては同表中の適応煙感知器又は炎感知器の項に掲げる感知器を，ア以外の場所にあっては同表中の適応熱感知器，適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。 なお，煙感知器を設置したのでは非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあっては，(1)コ(ｸ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器の項に掲げる感知器を設置すること。 (ｲ)　多信号感知器及び複合式感知器 多信号感知器及び複合式感知器の設置については，その有する種別，公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ，そのいずれもが(ｱ)により適応感知器とされるものとすること。 （表１　略）		ケ（規則第 23 条第 4 項第 1 号ホ(ﾊ)に規定されているものに限る。）に掲げる場所に設置するは，表１によること。 b　a 以外の場所のうち，表２の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは，アに掲げる場所にあっては同表中の適応煙感知器又は炎感知器の項に掲げる感知器を，ア以外の場所にあっては同表中の適応熱感知器，適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。 なお，煙感知器を設置したのでは非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあっては、規則第 23 条第 4 項第 1 号二(ﾁ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器の項に掲げる感知器を設置すること。 (ｲ)　多信号感知器及び複合式感知器 多信号感知器及び複合式感知器の設置については，その有する種別，公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ，そのいずれもが(ｱ)により適応感知器とされるものとすること。 （表１　略(別添３参照)） ※１　表１左欄，(1)コ(ｱ)から(ｷ)及びサ(ｷ)に掲げる場所を(1)ク(ｱ)（規則第 23 条第 4 項第 1 号二(ﾁ)を除く。）及び(1)ケ（規則第 23 条第 4 項第 1 号ホ(ﾊ)に規定されているものに限る。）に掲げる場所に変更 ※２　表 1 中、定温式の特種及び１種別の排気ガスが多量に滞留する場所行をいずれも「×」を「○」に変更	
（表２　略）	H11 消防予 36	（表２　略）	
エ　設置場所の床面からの高さに適合する感知器を選択し設置すること。●	規 23-4-2	エ　設置場所の床面からの高さに適合する感知器の選択は、規則第 23 条第４項第２号の規定によるほか、次によること。	規 23-4-2
（表　略）		（表削除）	
(ｱ)　取り付け面の高さは，次式により計算すること。 ただし，周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が，通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫，格納庫は当該収納物の高さを考慮し，設置面の高さを算定することができる。◆ （計算式省略）	指導基準	(ｱ)　取り付け面の高さは，次式により計算すること。 ただし，周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が，通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫，格納庫は当該収納物の高さを考慮し，設置面の高さを算定することができる。◆ （計算式省略）	指導基準

(ｲ)　取り付け面の高さが８ｍを超え，かつ，差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所には，定温式又は差動式スポット型の感知器を設けること。◆	指導基準	(ｲ)　取り付け面の高さが８ｍを超え，かつ，差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所には，定温式又は差動式スポット型の感知器を設けること。◆	指導基準
オ　固定式の消火設備を設置する感知器の種別　◆	指導基準	オ　固定式の消火設備を設置する感知器の種別　◆	指導基準
（表　略）		（表　略）	
⑷　感知区域		⑷　感知区域	
ア　取付け面から 40 cm（差動式分布型及び煙感知器は 60 cm）以上突出した欄間，はり等（以下「はり等」という。）により区画された部分（以下「感知区域」という。）ごとに⑹による必要数の感知器を設けること。●	規 23-4-3 ロ	ア　取付け面から 40 cm（差動式分布型及び煙感知器は 60 cm）以上突出した欄間，はり等（以下「はり等」という。）により区画された部分（以下「感知区域」という。）ごとに⑹による必要数の感知器を設けること。	規 23-4-3 ロ
ただし，１m未満のはり等により，小さい感知区域が連続する場合は，感知器の取付け面の高さに応じて，次の表及び例図で定める範囲内で２以上の隣接する感知区域を１の感知区域として設けることができる。◆	指導基準	ただし，１m未満のはり等により，小さい感知区域が連続する場合は，感知器の取付け面の高さに応じて，次の表及び例図で定める範囲内で２以上の隣接する感知区域を１の感知区域として設けることができる。◆	指導基準（工事基準書 3-4-2-(2)）
(ｱ)　熱感知器の場合		(ｱ)　熱感知器の場合	（工事基準書 3-4-4-(2)イ）
（表　略）		（表　略）	
(ｲ)　煙感知器の場合		(ｲ)　煙感知器の場合	（工事基準書 3-4-7-(3)イ）
（表　略）		（表　略）	
例１　差動式分布型の場合　◆	指導基準	例１　差動式分布型の場合　◆	指導基準（工事基準書 3-4-5-(1)イ）
（図　略）		（図　略）	
例２　差動式，補償式，定温式，熱アナログ式各スポット型の場合　◆	指導基準	例２　差動式，補償式，定温式，熱アナログ式各スポット型の場合　◆	指導基準（工事基準書 3-4-4-(2)イ）
（図　略）		（図　略）	
例３　イオン化式スポット型，光電式スポット型の場合　◆	指導基準	例３　イオン化式スポット型，光電式スポット型の場合　◆	指導基準（工事基準書 3-4-7-(3)イ）
（図　略）		（図　略）	

例４　イオン化式スポット型，光電式スポット型の場合　◆ （図　略） イ　１つの小区域（差動式，補償式，定温式，熱アナログ式スポットは，40 ㎝以上１ｍ未満，煙感知器は 60 ㎝以上１ｍ未満のはり等。）が隣接してある場合は，次図によること。◆ （図　略） ウ　取付面（天井面）より 50 ㎝以上の部分に短辺が３ｍ以上で，かつ，面積が 20 ㎡以上ある棚又は張出しがある場合は，取付け面（天井面）とは，別の感知区域とすること。◆ エ　細長い居室等の場合で短辺が３ｍ未満の場合は，次の表及び図によって設置すること。◆ （表　略） （図　略） オ　感知区域を構成する間仕切壁を設ける場合は，間仕切壁の上方に天井面（天井のない場合にあっては，屋根。）から 50 ㎝以上の空間が確保されていないときは別感知区域とすること。ただし，間仕切壁の上部に開口部（天井面からの高さが 50 ㎝以上，幅は間仕切壁の２分の１以上。）を設け，その開口部から 30 ㎝以内の位置に感知器を設けた場合は，当該隣接する感知区域を１の感知区域とすることができる。◆ ⑸　感知器の機能 感知器は，検定品を使用するほか，次によること。 ア　腐食性ガス等の発生する場所に設ける場合は，耐酸型又は耐アルカリ型の感知器とすること。◎ イ　じんあい，可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は，防爆型の感知器とすること。◎ ウ　水蒸気等が著しく発生するおそれのある場所（厨房，消毒室，脱衣室，湯沸室）に設ける場合は，防水型の感知器とすること。◎ ⑹　設置要領 設置要領は，規則第 23 条第４項及び第７項の規定によるほか，次によること。	指導基準 指導基準 指導基準 指導基準 指導基準 令 37-7 S56　消防予 250 S44　消防予 250 H3　消防予 240	例４　イオン化式スポット型，光電式スポット型の場合　◆ （図　略） イ　１つの小区域（差動式，補償式，定温式，熱アナログ式スポットは，40 ㎝以上１ｍ未満，煙感知器は 60 ㎝以上１ｍ未満のはり等。）が隣接してある場合は，次図によること。◆ （図　略） ウ　取付面（天井面）より 50 ㎝以上の部分に短辺が３ｍ以上で，かつ，面積が 20 ㎡以上ある棚又は張出しがある場合は，取付け面（天井面）とは，別の感知区域とすること。◆ エ　細長い居室等の場合で短辺が３ｍ未満の場合は，次の表及び図によって設置すること。◆ （表　略） （図　略） オ　感知区域を構成する間仕切壁を設ける場合は，間仕切壁の上方に天井面（天井のない場合にあっては，屋根。）から 30 ㎝以上の空間が確保されていないときは別感知区域とすること。ただし，間仕切壁の上部に開口部（天井面からの高さが 30 ㎝以上，幅は間仕切壁の２分の１以上。）を設け，その開口部から 30 ㎝以内の位置に感知器を設けた場合は，当該隣接する感知区域を１の感知区域とすることができる。◆ ⑸　感知器の機能 感知器は，検定品を使用するほか，次によること。 ア　腐食性ガス等の発生する場所に設ける場合は，耐酸型又は耐アルカリ型の感知器とすること。 イ　じんあい，可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は，防爆型の感知器とすること。 ウ　水蒸気等が著しく発生するおそれのある場所（厨房，消毒室，脱衣室，湯沸室）に設ける場合は，防水型の感知器とすること。 ⑹　設置要領 設置要領は，規則第 23 条第４項及び第７項の規定によるほか，次によること。	指導基準（工事基準書 3-4-7-(3)イ） 指導基準 指導基準（工事基準書 3-4-4-(2)ク、3-4-5-(1)イ(ｴ)） 指導基準（工事基準書 3-4-4-(2)ア） 令 37-4 S56　消防予 250 S44　消防予 250 H3　消防予 240

ア　差動式スポット型，定温式スポット型，補償型スポット型又はその他の熱複合式スポット型の感知器は，規則第 23 条第４項第３号，６号及び９号の規定によるほか，次によること。		ア　差動式スポット型，定温式スポット型，補償型スポット型又はその他の熱複合式スポット型の感知器は，規則第 23 条第４項第３号，６号、８号及び９号の規定によるほか，次によること。	
(ｱ)　感知器は，１の感知区域内で極端に偏在しないように設けること。ただし，天井の高さが４ｍ未満の水平面に取付ける場合で，壁面から１ｍ以上の距離を確保し，取付面のどの部分からも次の距離以内となる場合は，この限りでない。◆ ａ　定温式スポット型 (a)　主要構造部を耐火構造とした建築物に設ける場合は，特種は８ｍ，１種は７ｍ，２種は４ｍ以下となる場合。 (b)　主要構造部を耐火構造とした建築物以外の建築物に設ける場合は，特種は６ｍ，１種は５ｍ，２種は３ｍ以下となる場合。 ｂ　差動式スポット型及び補償式スポット型 (a)　主要構造部を耐火構造とした建築物に設ける場合は，１種は９ｍ，２種は８ｍ以下となる場合。 (b)　主要構造部を耐火構造とした建築物以外の建築物に設ける場合は，１種は７ｍ，２種は６ｍ以下となる場合。	指導基準	(ｱ)　感知器は，１の感知区域内で極端に偏在しないように設けること。ただし，天井の高さが４ｍ未満の水平面に取付ける場合で，壁面から１ｍ以上の距離を確保し，取付面のどの部分からも次の距離以内となる場合は，この限りでない。◆ ａ　定温式スポット型 (a)　主要構造部を耐火構造とした建築物に設ける場合は，特種は８ｍ，１種は７ｍ，２種は４ｍ以下となる場合。 (b)　主要構造部を耐火構造とした建築物以外の建築物に設ける場合は，特種は６ｍ，１種は５ｍ，２種は３ｍ以下となる場合。 ｂ　差動式スポット型及び補償式スポット型 (a)　主要構造部を耐火構造とした建築物に設ける場合は，１種は９ｍ，２種は８ｍ以下となる場合。 (b)　主要構造部を耐火構造とした建築物以外の建築物に設ける場合は，１種は７ｍ，２種は６ｍ以下となる場合。	指導基準
(ｲ)　40 ㎝未満のはり等によって区画されているときは，各スポットは次図のように千鳥配置とすること。◆ （図　略）	指導基準	(ｲ)　40 ㎝未満のはり等によって区画されているときは，各スポットは次図のように千鳥配置とすること。◆ （図　略）	指導基準（工事基準書 3-4-4-(1)6)）
(ｳ)　押入れ等に感知器を設ける場合は，原則として押入れ等の上段部分とすること。◆	指導基準	(ｳ)　押入れ等に感知器を設ける場合は，原則として押入れ等の上段部分とすること。◆	指導基準（工事基準書 3-4-1-(3)2)）
(ｴ)　換気口等の空気吹出し口付近等は，規則第 23 条第４項第８号の規定によるほか，空気吹出し口が天井面から１ｍ以上離れた位置の壁体に設けられている場合は，1.5m以内とすることができる。◆	指導基準	(ｴ)　換気口等の空気吹出し口付近等は，規則第 23 条第４項第８号の規定によるほか，空気吹出し口が天井面から１ｍ以上離れた位置の壁体に設けられている場合は，1.5m以内とすることができる。◆	指導基準（工事基準書 3-4-4-(1)4)）
(ｵ)　配線とリード線との接続は，圧着又はハンダ付けで確実に結線すること。◎	S44　消防予 250	(ｵ)　配線とリード線との接続は，圧着又はハンダ付けで確実に結線すること。	S44　消防予 250
イ　差動式分布型（空気管式）の感知器は，規則第 23 条第４項第４号の規定によるほか，次により設けること。 (ｱ)　空気管は，取付面の各辺から 1.5m以内の位置に設けること。この場合，10 分の３以上の傾斜をもつ天井は，その頂上部に空気管を取付け，かつ，当該天井面の上方はみかけ上「密」に，下方は「粗」に設けること。★ （図追加）	規 23-4-4 ハ＋指導基準	イ　差動式分布型（空気管式）の感知器は，規則第 23 条第４項第４号の規定によるほか，次により設けること。 (ｱ)　空気管は，取付面の各辺から 1.5m以内の位置に設けること。 この場合、10 分の３以上の傾斜をもつ天井は、その頂上部に空気管を取付け、かつ、次の図の例のように当該天井面の上方はみかけ上「密」に、下方は「粗」となるように設けること。◎ （次の図追加）	規 23-4-4 ハ H14　消防予 282＋自火報工事基準書 3-4-5-(1)イ(ｵ)～指導基準

		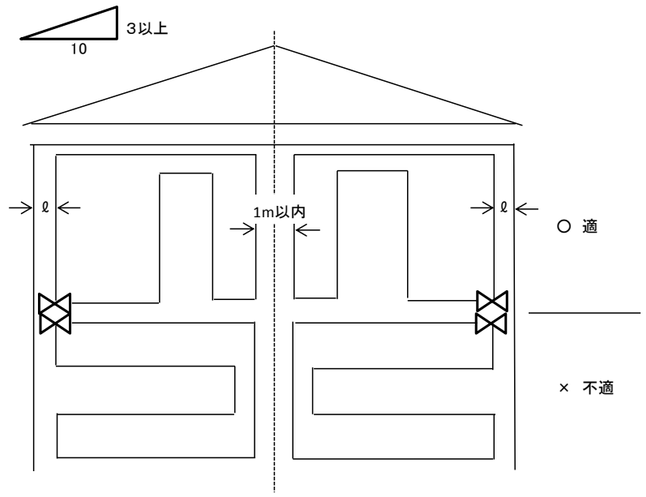 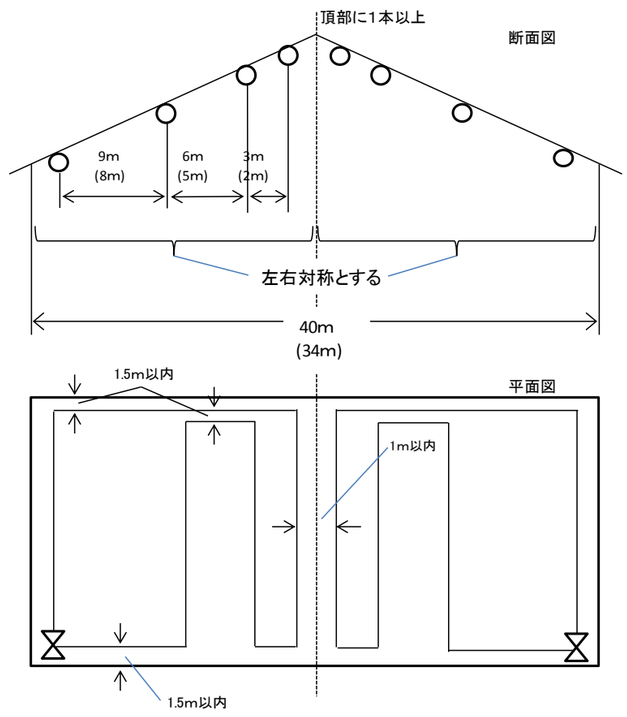	
(ｲ)　相対する感知器の相互間隔は６ｍ（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は９ｍ）以下とすること。ただし，次の図の例により設置した場合は，この限りでない。★	規 23-4-4 ハ＋指導基準	(ｲ)　相対する感知器の相互間隔は６ｍ（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は９ｍ）以下とすること。 ただし，次の図の例により設置した場合は，この限りでない。◎	S39　自消丙予発 87

（図　略）	（東消基準）	（図　略）	
(ｳ)　空気管の露出部分は，感知区域ごとに 20m以上とすること。この場合，小部屋等で空気管の露出長が 20mに満たないときは，２重巻き又はコイル巻きとして全長 20m以上とすること。★	規 23-4-4 イ＋指導基準	(ｳ)　空気管の露出部分は，感知区域ごとに 20m以上とすること。この場合，小部屋等で空気管の露出長が 20mに満たないときは，２重巻き又はコイル巻きとして全長 20m以上とすること。◆	H14　消防予 282 指導基準（工事基準書 3-4-5-(1)ｱｱ)）
(ｴ)　深さ 30 ㎝以上，60 ㎝未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合で，はり等の間隔２ｍ以下のものは各区画ごとに長辺に平行して１本以上の空気管を設けること。ただし，はり等の間隔 1.5m以下のものは，１区画おきに設けることができる。◆	指導基準	(ｴ)　深さ 30 ㎝以上，60 ㎝未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合で，はり等の間隔２ｍ以下のものは各区画ごとに長辺に平行して１本以上の空気管を設けること。ただし，はり等の間隔 1.5m以下のものは，１区画おきに設けることができる。◆	指導基準
(ｵ)　天井面が 60 ㎝以上段違いとなっている場合は，高い天井面に空気管を設けること。この場合，低い天井面の奥行が３ｍ以上のときは，別の感知区域とすること。◆	指導基準	(ｵ)　天井面が 60 ㎝以上段違いとなっている場合は，高い天井面に空気管を設けること。この場合，低い天井面の奥行が３ｍ以上のときは，別の感知区域とすること。◆	指導基準（工事基準書 3-4-5-(1)イ(ｳ)）
(ｶ)　検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は，その相互間隔を 1.5m以内とすること。◆		(ｶ)　検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は，その相互間隔を 1.5m以内とすること。	H14　消防予 282
(ｷ)　空気管は，ステップル等により 35 ㎝以内ごとに，止め金具により確実に固定すること。◆		(ｷ)　空気管は，ステップル等により 35 ㎝以内ごとに，止め金具により確実に固定すること。	S44　消防予 250＋H14　消防予 282
(ｸ)　空気管の屈曲半径は５㎜以上とし，かつ，つぶれ等がないこと。◆		(ｸ)　空気管の屈曲半径は５㎜以上とし，かつ，つぶれ等がないこと。	H14　消防予 282
(ｹ)　空気管の接続は，接続管（スリーブ）を用いてハンダ付けとし，かつ，接続部分を腐食等のないよう塗装すること。◆		(ｹ)　空気管の接続は，接続管（スリーブ）を用いてハンダ付けとし，かつ，接続部分を腐食等のないよう塗装すること。	H14　消防予 282
(ｺ)　壁体等を貫通する部分は，保護管，ブッシング等により保護しておくこと。◎	S44　消防予 250	(ｺ)　壁体等を貫通する部分は，保護管，ブッシング等により保護しておくこと。	S44　消防予 250＋H14　消防予 282
(ｻ)　空気管は，途中で分岐しないこと。◆	指導基準	(ｻ)　空気管は，途中で分岐しないこと。◆	指導基準（工事基準書 3-4-5-(1)アｲ)）
(ｼ)　テックス又は耐火ボート等天井の目地に空気管を設ける場合は，感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設けること。◆		(ｼ)　テックス又は耐火ボート等天井の目地に空気管を設ける場合は，感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設けること。	H14　消防予 282
(ｽ)　接続部分又は屈曲部分は，次の図により 5 ㎝以内で止め金具により固定すること。◆	指導基準	(ｽ)　接続部分又は屈曲部分は，次の図により 5 ㎝以内で止め金具により固定すること。◆	H14　消防予 282＋指導基準
（図　略）		（図　略）	
ウ　差動式分布型（熱電対式）の感知器は，規則第 23 条第４項第４号の２の規定によるほか，次により設けること。		ウ　差動式分布型（熱電対式）の感知器は，規則第 23 条第４項第４号の２の規定によるほか，次により設けること。	
(ｱ)　熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は，１の検出部につき指定値以下とすること。◆	指導基準	(ｱ)　熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は，１の検出部につき当該検出部に明記されている最大合成抵抗値以下とすること。◆	指導基準（工事基準書 3-4-5-(2)アｴ)）
(ｲ)　ステップル等により，確実に止めること。この場合，熱電対部にはステップル等が接触しないようにすること。◆	指導基準	(ｲ)　ステップル等により，確実に止めること。この場合，熱電対部にはステップル等が接触しないようにすること。	S44　消防予 250＋H14　消防予 282
（図　略）			
(ｳ)　熱電対部と電線との接続は，圧着接続するものとし，圧着部は，	指導基準	(ｳ)　熱電対部と電線との接続は，圧着接続するものとし，圧着部は，	S44　消防予 250＋H14　消防予 282

ビニールスリーブ等で被覆すること。◆		ビニールスリーブ等で被覆すること。	
(ｴ)　熱電対部の極性を誤接続しないこと。◆	指導基準	(ｴ)　熱電対部の極性を誤接続しないこと。	H14　消防予 282
(ｵ)　壁体等を貫通する部分は，保護管，ブッシング等により保護すること。◎	S44　消防予 250	(ｵ)　壁体等を貫通する部分は，保護管，ブッシング等により保護すること。	S44　消防予 250
エ　差動式分布型（熱半導体式）の感知器は，規則第 23 条第４項第４号の３の規定によるほか，次により設けること。		エ　差動式分布型（熱半導体式）の感知器は，規則第 23 条第４項第４号の３の規定によるほか，次により設けること。	
(ｱ)　感熱部と接続電線との最大合成抵抗は，１の検出部につき指定された値以下とすること。◆	指導基準	(ｱ)　感熱部と接続電線との最大合成抵抗は，１の検出部につき指定された値以下とすること。◆	指導基準
(ｲ)　感熱部と検出部の接続は，各感熱部の起電力が累積されるよう直列に接続すること。◆	指導基準	(ｲ)　感熱部と検出部の接続は，各感熱部の起電力が累積されるよう直列に接続すること。	H14　消防予 282
(ｳ)　感熱部の極性は，誤接続しないこと。◆	指導基準	(ｳ)　感熱部の極性は，誤接続しないこと。	H14　消防予 282
オ　定温式感知線型感知器は，規則第 23 条第４項第５号，６号の規定によるほか，次により設けること。		オ　定温式感知線型感知器は，規則第 23 条第４項第５号，６号の規定によるほか，次により設けること。	
(ｱ)　感知線の全長は，受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。◆	指導基準	(ｱ)　感知線の全長は，指定された抵抗値以内とすること。◆	指導基準（工事基準書 3-4-6-(3)）
(ｲ)　１室の１個以上の端子板を設けること。◆	指導基準	(ｲ)　感知線は作動した場合に再使用できないので、取替えに便利なように１室ごとに、また、電線との接続個所ごとに１個以上の端子板を設けること。◆	指導基準（工事基準書 3-4-6-(3)）
(ｳ)　ステップル等により確実に止めること。◎	S44　消防予 250	(ｳ)　ステップル等により確実に止めること。	S44　消防予 250＋H14　消防予 282
(ｴ)　感知線の直接部分は，ステップル又はステッカー等の止金具を用いて，50 ㎝以内の等間隔で確実に固定すること。ただし，感熱部が点在したもの又は垂れ下がる等のおそれがあるものは，35 ㎝以内で固定すること。◆	指導基準	(ｴ)　感知線の直接部分は，ステップル又はステッカー等の止金具を用いて，50 ㎝以内の等間隔で確実に固定すること。ただし，感熱部が点在したもの又は垂れ下がる等のおそれがあるものは，35 ㎝以内で固定すること。	H14　消防予 282
(ｵ)　感知線の屈曲部分は，止め金具の間隔を次の図により 10 ㎝以内にすること。ただし，感熱部が点在しているものは，５㎝以内とすること。◆	指導基準	(ｵ)　感知線の屈曲部分は，止め金具の間隔を次の図により 10 ㎝以内にすること。ただし，感熱部が点在しているものは，５㎝以内とすること。◆	指導基準
（図　略）		（図　略）	
(ｶ)　端子部分の端子と止め金具の間隔は，次の図により 10 ㎝以内とする。◆	指導基準	(ｶ)　端子部分の端子と止め金具の間隔は，次の図により 10 ㎝以内とする。	H14　消防予 282
（図　略）		（図　略）	
(ｷ)　感知線の屈曲半径は，５㎝以上とすること。◆	指導基準	(ｷ)　感知線の屈曲半径は，５㎝以上とすること。	H14　消防予 282
カ　煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は，規則第 23 条第４項第７号の規定によるほか，次によること。		カ　煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は，規則第 23 条第４項第７号の規定によるほか，次によること。	
(ｱ)　エレベーター昇降路，パイプダクト，その他これらに類する場所（水平断面積１㎡以上のものに限る。）は，最上部に１個以上設けること。◎ ただし，次に適合する場合は，設けないことができる。	S44　消防予 265	(ｱ)　エレベーター昇降路，パイプダクト，その他これらに類する場所（平均的な大きさの部分の水平断面積１㎡以上のものに限る。）は，最上部に１個以上設けること。 ただし，次に適合する場合は，設けないことができる。	S44　消防予 265
a　エレベーター昇降路の上部に機械室があり，当該機械室の床に直径 10 ㎝以上の円が内接する開口部が１以上あっ	S44　消防予 249＋指導基準	a　エレベーター昇降路の上部に機械室があり，当該昇降路と機械室が完全に水平区画されておらず，	S44　消防予 249

て，当該機械室に設ける煙感知器により感知できる場合。★		当該機械室に設ける煙感知器により感知できる場合。 ただし，完全に水平区画されていないとは，当該機械室の床面に直径 10cm 以上の円が内接する開口部が１以上あるものであること。◆	指導基準
b　パイプダクト，その他これらに類する場所が，２の階以下で完全に水平区画されている場合。◎	S44　消防予 265	b　パイプダクト，その他これらに類する場所が，２の階以下で完全に水平区画されている場合。	H14　消防予 282＋指導基準（S44　消防予 265）
c　開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等。◎	S44　消防予 265	c　開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等。	S44　消防予 265＋H14　消防予 282
(ｲ)　廊下及び通路は，歩行距離 30m（３種の感知器は 20m）につき１個以上の個数を設けること。ただし，次の場合は設けないことができる。★ a　階段に接続していない 10m以下の廊下又は通路。 b　階段に至る廊下又は通路で歩行距離が 10m以下の場合。	規 23-4-7 へ＋指導基準	(ｲ)　廊下及び通路は，歩行距離 30m（３種の感知器は 20m）につき１個以上の個数を設けること。ただし，次の場合は設けないことができる。 a　階段に接続していない 10m以下の廊下又は通路。 b　階段に至る廊下又は通路で歩行距離が 10m以下の場合。 c　開放式の廊下又は通路	規 23-4-7 へ＋H14　消防予 282（工事基準書 3-4-7-(1)ｲｪ)）
(ｳ)　天井が低い居室（天井高 2.5m未満）又は狭い居室（40 ㎡未満の居室）の場合は，入口付近に設けること。★	S44　消防予 265＋指導基準	(ｳ)　天井が低い居室（天井高 2.3m未満）又は狭い居室（40 ㎡未満の居室）の場合は，入口付近に設けること。	S44　消防予 249＋H14　消防予 282
(ｴ)　壁又ははりから 60 ㎝以上離れた位置に設けること。ただし，廊下等の幅が 1.2m未満のときは，中央部に設けること。◎	S44　消防予 265	(ｴ)　壁又ははりから 60 ㎝以上離れた位置に設けること。ただし，廊下等の幅が 1.2m未満のときは，中央部に設けること。	S44　消防予 265＋H14　消防予 282
(ｵ)　端子又はリード線の接続は，圧着又はハンダ付けにより確実に接続すること。◆	指導基準	(ｵ)　端子又はリード線の接続は，圧着又はハンダ付けにより確実に接続すること。◆	指導基準
(ｶ)　感知器は，受信機の電源電圧に適合すること。●	規格省令(S56　自治省令 17)	(ｶ)　感知器は，受信機の電源電圧に適合すること。	規格省令(S56　自治省令 17)
キ　熱煙複合式スポット型感知器は，規則第 23 条第４項第７号の２の規定によるほか，カ(イ)から(エ)に準じて設けること。◆	指導基準	キ　熱煙複合式スポット型感知器は，規則第 23 条第４項第７号の２の規定によるほか，カ(イ)から(エ)に準じて設けること。◆	指導基準
ク　光電式分離型感知器は，規則第 23 条第４項第７号の３の規定によるほか，次によること。		ク　光電式分離型感知器は，規則第 23 条第４項第７号の３の規定によるほか，次によること。	
(ｱ)　感知器は，壁，天井等に確実に取り付けるとともに，衝撃・振動等により，容易に光軸がずれないように措置すること。◎	S62　消防予 193	(ｱ)　感知器は，壁，天井等に確実に取り付けるとともに，衝撃・振動等により，容易に光軸がずれないように措置すること。	S62　消防予 193
(ｲ)　隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は，相互に影響しないように設けること。◎	S62　消防予 193	(ｲ)　隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は，相互に影響しないように設けること。	S62　消防予 193
(ｳ)　感知器に受信機等から電源を供給する配線は，第２屋内消火栓設備の技術基準 4 (1)の規定を準用する。また，感知器から中継器又は受信機までの信号線についても，第２屋内消火栓設備の技術基準 4(1)の規定を準用することが望ましいものであること。◎	S62　消防予 193	(ｳ)　感知器に受信機等から電源を供給する配線は，第２屋内消火栓設備の技術基準 4 (1)の規定を準用する。また，感知器から中継器又は受信機までの信号線についても，第２屋内消火栓設備の技術基準 4(1)の規定を準用することが望ましいものであること。	S62　消防予 193
(ｴ)　傾斜等がある天井等を有する防火対象物の場合は次によること。◎ a　傾斜形天井等（切妻，片流れ，のこぎり，差掛，越屋根等の形状を有する屋根の下面等をいう。以下同じ。）における監視区域の設定 (a)　傾斜形天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，一の感知器の監視区域（１組の感知器が火災を有効に感知することのできる区域で，光軸を中心に左右に水平距離７m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。以下同じ。）を，まず天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し，順次監視区域が隣接するように設定すること。ただし，天井等の高さが最高となる部分の 80%の高さより，軒の高さ（建基令第２条第１項第７号で規定する軒の高さをい	S62　消防予 193	(ｴ)　傾斜等がある天井等を有する防火対象物の場合は次によること。 a　傾斜形天井等（切妻，片流れ，のこぎり，差掛，越屋根等の形状を有する屋根の下面等をいう。以下同じ。）における監視区域の設定 (a)　傾斜形天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，一の感知器の監視区域（１組の感知器が火災を有効に感知することのできる区域で，光軸を中心に左右に水平距離７m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。以下同じ。）を，まず天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し，順次監視区域が隣接するように設定すること。ただし，天井等の高さが最高となる部分の 80%の高さより，軒の高さ（建基令第２条第１項第７号で規定する軒の高さをい	S62　消防予 193

う。以下同じ。）が高い場合は，この限りでない。 (b)　感知器の設置例 感知器を設置する場合の例は，次のとおりとする。 ①　傾斜形天井の例 ㋐　軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の 80%未満となる場合（h＜0.8H） （図　略） ㋑　軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の 80%以上となる場合（h≧0.8H(イ) a （a）ただし書の場合） この場合の例においては，光軸の設定は，棟方向と直角としてもよい。 （図　略） ②　のこぎり形天井等の例 ㋐　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%未満となる場合（h1＜0.8H1 又はh2＜0.8H2） （図　略） ㋑　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%以上となる場合（h1≧0.8H1，h2≧0.8H2。(イ) a （a）ただし書の場合） （図　略） ③　差掛形天井等の例 ㋐　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%未満となる場合（h1＜0.8H1 又はh2＜0.8H2） （図　略）		う。以下同じ。）が高い場合は，この限りでない。 (b)　感知器の設置例 感知器を設置する場合の例は，次のとおりとする。 ①　傾斜形天井の例 ㋐　軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の 80%未満となる場合（h＜0.8H） （図　略） ㋑　軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の 80%以上となる場合（h≧0.8H(イ) a （a）ただし書の場合） この場合の例においては，光軸の設定は，棟方向と直角としてもよい。 （図　略） ②　のこぎり形天井等の例 ㋐　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%未満となる場合（h1＜0.8H1 又はh2＜0.8H2） （図　略） ㋑　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%以上となる場合（h1≧0.8H1，h2≧0.8H2。(イ) a （a）ただし書の場合） （図　略） ③　差掛形天井等の例 ㋐　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%未満となる場合（h1＜0.8H1 又はh2＜0.8H2） （図　略）	

㋑　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%以上となる場合（h1≧0.8H1，h2≧0.8H2。（イ）a （a）ただし書の場合） （図　略） b　越屋根を有する傾斜形天井等における監視区域の設定 (a)　越屋根を有する傾斜形天井等の防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，次によること。 ①　越屋根部の幅（W）1.5m以上の場合にあっては，天井等の傾斜にかかわらず，当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに，順次，監視区域を隣接するように設定すること。ただし，越屋根が換気等の目的に使用するものにあっては，当該越屋根をささえる大棟にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。 ②　越屋根の幅（W）1.5m未満の場合にあっては，天井等の傾斜にかかわらず，当該越屋根をささえる大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに，順次，監視区域を隣接するように設定すること。 (b)　感知器を設置する場合の例は，次のとおりである。 ①　越屋根部の幅（W）1.5m以上の場合 ㋐　越屋根が換気等の目的に使用されていない場合 （図　略） ㋑　越屋根が換気等の目的に使用されている場合 （図　略） ②　越屋根部の幅（W）1.5m未満の場合 （図　略） c　アーチ，ドーム形の天井等における監視区域の設定 (a)　アーチ形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し，順次監視区域を		㋑　軒の高さ（h1，h2）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H1，H2）の 80%以上となる場合（h1≧0.8H1，h2≧0.8H2。（イ）a （a）ただし書の場合） （図　略） b　越屋根を有する傾斜形天井等における監視区域の設定 (a)　越屋根を有する傾斜形天井等の防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，次によること。 ①　越屋根部の幅（W）1.5m以上の場合にあっては，天井等の傾斜にかかわらず，当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに，順次，監視区域を隣接するように設定すること。ただし，越屋根が換気等の目的に使用するものにあっては，当該越屋根をささえる大棟にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。 ②　越屋根の幅（W）1.5m未満の場合にあっては，天井等の傾斜にかかわらず，当該越屋根をささえる大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに，順次，監視区域を隣接するように設定すること。 (b)　感知器を設置する場合の例は，次のとおりである。 ①　越屋根部の幅（W）1.5m以上の場合 ㋐　越屋根が換気等の目的に使用されていない場合 （図　略） ㋑　越屋根が換気等の目的に使用されている場合 （図　略） ②　越屋根部の幅（W）1.5m未満の場合 （図　略） c　アーチ，ドーム形の天井等における監視区域の設定 (a)　アーチ形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し，順次監視区域を	

隣接するように設定していくこと。 感知器を設置する場合の例は，次のとおりである。 （図　略） (b)　ドーム形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，当該感知器の光軸が，ドーム形天井等の各部分の高さの 80%内に収まり，かつ，未監視区域を生じないように設置すること。		隣接するように設定していくこと。 感知器を設置する場合の例は，次のとおりである。 （図　略） (b)　ドーム形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては，当該感知器の光軸が，ドーム形天井等の各部分の高さの 80%内に収まり，かつ，未監視区域を生じないように設置すること。	
(ｵ)　凹凸がある壁面を有する防火対象物の場合は次によること。◎ a　監視区域を設定する場合，凹凸がある壁面と光軸との水平距離は，当該壁面の最深部から７ｍ以下とすること。 この場合，凹凸の深さが７ｍを超える部分にあっては，未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。 b　感知器の光軸の設定例は，次のとおりである。 （図　略）	S62　消防予 193	(ｵ)　凹凸がある壁面を有する防火対象物の場合は次によること。 a　監視区域を設定する場合，凹凸がある壁面と光軸との水平距離は，当該壁面の最深部から７ｍ以下とすること。 この場合，凹凸の深さが７ｍを超える部分にあっては，未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。 b　感知器の光軸の設定例は，次のとおりである。 （図　略）	S62　消防予 193
(ｶ)　感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物の場合は次によること。◎ a　感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあっては，未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。 ただし，感知器の維持，管理，点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては，隣接する感知器の水平距離は１ｍ以内とすること。 b　感知器の設置例は，次のとおりである。 (a) （図　略） (b) （図　略）	S62　消防予 193	(ｶ)　感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物の場合は次によること。 a　感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあっては，未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。 ただし，感知器の維持，管理，点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては，隣接する感知器の水平距離は１ｍ以内とすること。 b　感知器の設置例は，次のとおりである。 (a) （図　略） (b) （図　略）	S62　消防予 193
ケ　炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は，規則第 23 条第４項第７号の４の規定によるほか，次によること。 【規則第 23 条第４項第７号の４に基づく設置要領は，次図による】		ケ　炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は，規則第 23 条第４項第７号の４の規定によるほか，次によること。 【規則第 23 条第４項第７号の４に基づく設置要領は，次図による】	

（図　略）		（図　略）	
(ｱ)　感知器は，障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。ただし，次の図のように監視空間内にある 1.2m以下の物によって遮られる部分は，感知障害がないものとして取り扱う。◎	H3　消防予 128	(ｱ)　感知器は，障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。ただし，次の図のように監視空間内にある 1.2m以下の物によって遮られる部分は，感知障害がないものとして取り扱う。―	H3　消防予 128
（図　略）		（図　略）	
(ｲ)　感知器は，次の図のように監視空間を超える障害物等がある場合，又は監視範囲を遮る障害物等がある場合は，監視空間に未監視部分ができるため，当該未監視部分を監視する感知器を別に設置すること。★	H3　消防予 128＋指導基準	(ｲ)　感知器は，次の図のように監視空間を超える障害物等がある場合は，監視空間に未監視部分ができるため，当該未監視部分を監視する感知器を別に設置すること。― また，監視範囲を遮る障害物等がある場合も，当該未監視部分を監視する感知器を別に設置すること。◆	H3　消防予 128 指導基準
（図　略）		（図　略（そのまま））	
(ｳ)　感知器は，屋内に設けるものにあっては屋内型のものを，屋外に設けるものにあっては屋外型のものを設けること。ただし，文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場，荷物取扱場，トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないように措置された場所に設ける場合は，屋内型のものを設けることができる。◎	H3　消防予 128	(ｳ)　感知器は，屋内に設けるものにあっては屋内型のものを，屋外に設けるものにあっては屋外型のものを設けること。ただし，文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場，荷物取扱場，トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないように措置された場所に設ける場合は，屋内型のものを設けることができる。―	H3　消防予 128
コ　炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものに限る。）は，規則第 23 条第４項第７号の５の規定によるほか，道路型感知器を設けること。◎	H3　消防予 128	コ　炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものに限る。）は，規則第 23 条第４項第７号の５の規定によるほか，道路型感知器を設けること。―	H3　消防予 128
（図　略）		（図　略）	
(7)　連動用感知器 消火設備連動用感知器又は建基法に基づき感知器を設置するときは，自動火災報知設備の感知器と誤認しないよう当該感知器又はその周囲に有効な識別表示すること。◆	指導基準	(7)　連動用感知器 消火設備連動用感知器又は建基法に基づき感知器を設置するときは，自動火災報知設備の感知器と誤認しないよう当該感知器又はその周囲に有効な識別表示すること。◆	指導基準
3　中継器 中継器は，令第 37 条第１項７号の２，規則第 23 条第９項及び第 24 条の２第１号へ の規定によるほか，次によること。		**3　中継器** 中継器は、令第 37 条第５号 、規則第 23 条９項、 第 24 条の２第１号ニ、第３号及び第６号の規定によるほか、次によること。	
(1)　温度，湿度，衝撃，振動及び腐食性ガスの発生等により機器の機能に影響を与えない場所に設けること。◆	指導基準	(1)　温度，湿度，衝撃，振動及び腐食性ガスの発生等により機器の機能に影響を与えない場所に設けること。―	H14　消防予 282

(2)　雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設けるものは，適当な防護措置を講じること。◎	H14　消防予 282	(2)　雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設けるものは，適当な防護措置を講じること。―	H14　消防予 282
(3)　各種の表示灯を有するものは，点灯が容易に確認できる位置に設けること。◆	指導基準	(3)　操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間を有する位置に設けること。―	H14　消防予 282
(4)　受信機により監視されない配線を通じて電力を供給される中継器は，次によること。		(4)　受信機により監視されない配線を通じて電力を供給される中継器は，次によること。	
ア　電源は，専用回路とし，かつ，配線の途中で他の電源を分岐しないこと。◎	S44　消防予 250	ア　電源は，専用回路とし，かつ，配線の途中で他の電源を分岐しないこと。―	S44　消防予 250
イ　電源の停電がただちに受信機に表示されること。●	規格省令(S56　自治省令 18)	イ　電源の停電がただちに受信機に表示されること。―	規格省令(S56　自治省令 18)
4　配線		**4　配線**	
配線は，規則第 24 条第 1 号の規定によるほか，次によること。		配線は，電気工作物に係る法令及び規則第 24 条第 1 号の規定によるほか，次によること。	
⑴　使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は，この工事の種別に応じ，次表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の耐食性，絶縁性，導電率，引張り強さを有すること。◎	S39　自消丙予発 87	⑴　使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は，この工事の種別に応じ，次表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の耐食性，絶縁性，導電率，引張り強さを有すること。―	S39　自消丙予発 87
（表　略）		（表　略） 表内 B 欄及び表外備考欄を次のとおり修正する。 JCS　3416、JCS　3417、JCS　4418　~~A~~、JCS　4396　~~A~~、(600V ビニル絶縁電線ビニルシースケーブル（VV）)	
(2)　終端器を設けるときは，発信機，発信機等の総合盤内部又は感知器に設けること。 この場合，総合盤内部に終端器を設けるものは，端子台等に設置し警戒区域を明らかにしておくこと。◆	指導基準	(2)　終端器を設けるときは，発信機，発信機等の総合盤内部又は感知器に設けること。 この場合，総合盤内部に終端器を設けるものは，端子台等に設置し警戒区域を明らかにしておくこと。◆	指導基準
(3)　終端器を設置する総合盤又は感知器には，終端器を設置している旨の表示をすること。◆	指導基準	(3)　終端器を設置する総合盤又は感知器には，終端器を設置している旨の表示をすること。◆	指導基準
(4)　位置表示灯又は発信機を屋内消火栓設備の位置表示灯又は遠隔起動装置と兼用するときの配線は，第２屋内消火栓設備の技術基準４(1)の規定を準用する。●	規 12-1-5	(4)　位置表示灯又は発信機を屋内消火栓設備の位置表示灯又は遠隔起動装置と兼用するときの配線は，第２屋内消火栓設備の技術基準５(1)の規定を準用する。―	規 12-1-5
5　発信機		**5　発信機**	
発信機は，規則第 24 条第 8 号の 2 の規定によるほか，次によること。★	規 24-8 の 2＋指導基準	発信機は，規則第 24 条第 8 号の 2 の規定によるほか，次によること。―	規 24-8 の 2＋指導基準
⑴　設置位置 廊下，階段，出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で，かつ，操作の容易な場所に設けること。◆	指導基準	⑴　設置位置 廊下，階段，出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で，かつ，操作の容易な場所に設けること。―	H14　消防予 282（工事基準書 2-3-5-2）
⑵　設置基準		⑵　設置基準	
ア　腐食性ガス等の発生するおそれのある場合は，防食型とすること。◎	H14　消防予 282	ア　腐食性ガス等の発生するおそれのある場合は，防食型とすること。―	H14　消防予 282
イ　可燃性ガス，粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける場合は，防爆型とすること。◎	H14　消防予 282	イ　可燃性ガス，粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける場合は，防爆型とすること。―	H14　消防予 282
ウ　雨水等が浸入するおそれのある場所に設ける場合は，防水型とすること。◎	H14　消防予 282	ウ　雨水等が浸入するおそれのある場所に設ける場合は，防水型とすること。―	H14　消防予 282
エ　消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は，可とう性のあるより線等を使用すること。◆	指導基準	エ　消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は，可とう性のあるより線等を使用すること。―	H14　消防予 282

オ　発信機を屋内消火栓設備の遠隔起動装置として兼用するときは，発信機に「消火栓起動」と表示すること。◆	指導基準	オ　発信機を屋内消火栓設備の遠隔起動装置として兼用するときは，発信機に「消火栓起動」と表示すること。◆	指導基準
⑶　機器 機器は，令第 37 条第 7 号の規定によるほか，次によること。		⑶　機器 機器は，令第 37 条第４号の規定によるほか，次によること。	
		巡回記録装置，電話，消火設備，その他の警報設備等と共用させる場合は，共用することにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。◆	指導基準
ア　巡回記録装置，電話，消火設備，その他の警報設備等と共用させる場合は，共用することにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。◆	指導基準	（削除）	
イ　Ｐ型１級受信機，ＧＰ型１級受信機，Ｒ型受信機及びＧＲ型受信機に接続するものはＰ型１級発信機とし，Ｐ型２級受信機及びＧＰ型２級受信機に接続するものはＰ型１級発信機又はＰ型２級発信機とすること。★	規 24-8 の 2 ホ＋指導基準	（削除）	
6　地区音響装置（７に掲げるものを除く） 地区音響装置は，規則第 24 条第５号，第５号の２及び平成９年消防庁告示第９号の規定によるほか，次によること。		**6　地区音響装置** 地区音響装置は，規則第 24 条第５号，第５号の２及び平成９年消防庁告示第９号の規定によるほか，次によること。	
⑴　地区音響装置は認定品を使用すること。★	規 24-5 ト＋指導基準	⑴　地区音響装置は認定品を使用すること。★	規 24-5 ト＋指導基準
⑵　音圧は，取付けられた音響装置の中心から１ｍ離れた位置で，90ｄＢ（音声警報を発するものにあっては 92ｄＢ）以上とすること。ただし，防火対象物の構造，区画，周囲の騒音等により，聞こえにくい部分があると認められる場合には，公称音圧の高いものの使用又は音響装置の設置個数の増加など各部分において，適正に警報音が聞き取れるように措置すること。★	規 24-5 イ(ｲ)＋指導基準	⑵　地区音響装置の音圧は次によること。	規 24-5 イ(ｲ)＋指導基準
（追加）		ア　取付けられた音響装置の中心から１ｍ離れた位置で，90ｄＢ（音声警報を発するものにあっては 92ｄＢ）以上とすること。	
（追加）		イ　防火対象物の構造，区画，周囲の騒音等により，聞こえにくい部分があると認められる場合には，公称音圧の高いものの使用又は音響装置の設置個数の増加など各部分において，適正に警報音が聞き取れるように措置すること。◆	
⑶　損傷を受けるおそれのある場所に設けないこと。◆	指導基準	⑶　損傷を受けるおそれのある場所に設けないこと。◆	指導基準
⑷　可燃性ガス，粉じん等が滞留するおそれのない場所に設けること。ただし，やむをえず当該場所に設ける場合は，適当な防護措置を講ずること。◎	H14　消防予 282	⑷　可燃性ガス，粉じん等が滞留するおそれのない場所に設けること。ただし，やむをえず当該場所に設ける場合は，適当な防護措置を講ずること。	H14　消防予 282
⑸　雨水等が浸入するおそれがある場所に設ける場合は，防水型とすること。◎	H14　消防予 282	⑸　雨水等が浸入するおそれがある場所に設ける場合は，防水型とすること。	H14　消防予 282
⑹　非常放送設備が併設されている防火対象物にあっては，非常放送設備のマイクスイッチを入れることにより地区音響装置の鳴動が停止し，また，マイクスイッチを切ることにより再び地区音響装置が鳴動することができるものとする。◎	S60　消防予 110	⑹　非常放送設備が併設されている防火対象物にあっては，非常放送設備のマイクスイッチを入れることにより地区音響装置の鳴動が停止し，また，マイクスイッチを切ることにより再び地区音響装置が鳴動することができるものとする。	S60　消防予 110
（追加）		⑺　室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所においては次によること。	
		ア　規則第 24 条第 5 号及び第 5 号の 2 に規定する「音響が聞き取りにくい場所」とは次の場所とする。	
		(ｱ)　ダンスホール、ディスコ、ライブハウス、コンサートホール、	規 24-5 イ(ﾛ)　(H20.7.2　消防予 168)

		パチンコ店舗等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所 (ｲ) カラオケボックス等で壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所 イ 規則第24条第5号及び第5号の2に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、警報音~~は~~の音圧を、任意の場所で65dB以上確保すること。ただし、暗騒音が65dB以上ある場合は、次に掲げる(ｱ)若しくは(ｲ)いずれかの措置又はこれらと同等以上の効果のある措置をとること。 (ｱ) 警報装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも6dB以上強くなるように確保されていること。 (ｲ) 自動火災報知設備、非常警報設備の警報装置の作動と連動して警報装置の音以外の音が自動的に停止し、又は常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に警報装置以外の音が手動で停止できるものであること。	運用通知 H20.8.28 消防予200 質疑応答 H22.2.5 事務連絡 規24-5イ(ﾛ) (H20.7.2 消防予168) 運用通知 H20.8.28 消防予200 運用通知 H20.8.28 消防予200 質疑応答 H22.2.5 事務連絡
7 特定1階段等防火対象物の地区音響装置 室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所がある音響装置については次によること。◎ (1) ダンスホール，カラオケボックス等，その他これらに類するものを含む特定1階段等防火対象物にあって室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所が存する場合には，自動火災報知設備又は非常警報設備の音響を的確に在館者に報知する措置を講じること。 ただし，任意の場所で地区音響の音圧が65ｄＢ以上あり，他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる場合にはこの限りではない。 この場合，暗騒音が65ｄＢ以上あるときは次に掲げる措置又は同等以上の効果のある措置を講じること。 ア 地区音響装置等の音圧が，暗騒音より６ｄＢ以上強くなるように確保されていること。 イ 自動火災報知設備，非常警報設備の地区音響装置等の作動と連動して，地区音響装置等の以外の音が自動的に停止するものであること。 (2) 常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより，地区音響装置等が鳴動した場合に地区音響装置等以外の音が手動で停止できる場合にあっては，令32条を適用し警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる場合として取り扱って差し支えないこと。	H15 消防予170	**(削除)**	
8 予備品 予備品は，次のものを備えておくこと。★ (1) 予備灯 (2) 予備ヒューズ (3) 付属品収納箱 (4) 取扱説明書 (5) 受信機回路図 (6) 工具	S44 消防予250＋指導基準	**7 予備品** 予備品は，次のものを備えておくこと。 (1) 予備電球 (2) 予備ヒューズ (3) 付属品収納箱◆ (4) 取扱説明書 (5) 受信機回路図 (6) 工具	S44 消防予250＋H14消防予282＋指導基準
9 R型自動火災報知設備 R型の自動火災報知設備は，１から8までの基準によるほか，受信機		**8 R型自動火災報知設備** R型の自動火災報知設備は，１から7までの基準によるほか，受信機	

と感知器との間の外部配線をテストできる導通試験装置又は次の条件に適合する中継器を設けること。		と感知器との間の外部配線をテストできる導通試験装置又は次の条件に適合する中継器を設けること。	
⑴　中継器は，中継器と感知器との間の外部配線の導通を行なうことができること。◎	S39　自消丙予発 87	⑴　中継器は，中継器と感知器との間の外部配線の導通を行なうことができること。	S39　自消丙予発 87
⑵　中継器から感知器回路の末端にいたるまでの配線は，４，（(8)から(10)を除く。）の基準を準用するほか，次によること。◎	S39　自消丙予発 87	⑵　中継器から感知器回路の末端にいたるまでの配線は，４（(1)から(3)を除く。）の基準を準用するほか，次によること。	S39　自消丙予発 87
ア　配線に使用する電線の太さは，ケーブルは導体の直径が 0.9 ㎜以上のもの，その他のものは，導体の直径が 1.2 ㎜以上とすること。		ア　配線に使用する電線の太さは，ケーブルは導体の直径が 0.9 ㎜以上のもの，その他のものは，導体の直径が 1.2 ㎜以上とすること。	
イ　感知器等の機器と配線とは，ゆるみが生じないように確実に接続すること。		イ　感知器等の機器と配線とは，ゆるみが生じないように確実に接続すること。	
ウ　中継器は，点検の容易な場所に設置すること。		ウ　中継器は，点検の容易な場所に設置すること。	
10　蓄積機能 蓄積機能は，規則第 24 条第 7 号及び第 8 号の規定によること。		**9　蓄積機能**	
11　予備電源 予備電源を交換する場合は，適正な容量を有する鑑定品を使用すること。★	規格省令(S56　自治省令 19)＋指導基準	**10　予備電源** 予備電源は、品質評価品を使用すること。★	規格省令(S56　自治省令 19)＋指導基準
12　非常電源 **第 23** 非常電源設備の技術基準によること。★	規 24-4＋指導基準	**11　非常電源** **第 23** 非常電源設備の技術基準によること。★	規 24-4＋指導基準
13　総合操作盤 **第 25 の 2** 総合操作盤の技術基準によること。★	規 24-9＋指導基準	**12　総合操作盤** **第 25 の 2** 総合操作盤の技術基準によること。★	規 24-9＋指導基準
14　移報用装置 自動火災報知設備の受信機からの火災信号を，警備会社等が保有する防災通報受信装置等に移報する場合は，次によること。		**13　移報用装置等** 消防用設備等又は警備保障会社等の保有する防災通報受信装置に移報する移報用装置等と自動火災報知設備を接続する場合は，次によること。	（通知内容が警備保障会社への移報に限定したものでないため、通知をもとに見直したもの）
⑴　移報装置の技術基準		⑴　移報用装置 （削除）	
ア　自動火災報知設備と防災通報受信装置等は，日本火災報知機工業会の行う自主検定に合格した「移報用装置」を中継して行うこと。★	H2　消防予 12＋指導基準		
イ　移報用装置は，自動火災報知設備の受信機から１メートル以内で，取扱い及び監視の容易な場所に設けること。★	H2　消防予 12＋指導基準	ア　受信機の直近に設けること。	H2　消防予 12
ウ　自動火災報知設備の機能保全点検等のために移報用装置を一時停止させる場合があるので，移報機能が停止されている旨の表示（信号を主ベル端子から入力する場合は，受信機の主ベル停止スイッチの「主ベル停止」の銘板と並べて「移報停止」の銘板）を貼付すること。★	H2　消防予 12＋指導基準	イ　移報用装置を停止した場合、その状況が容易に判明できる位置に停止中である旨の表示を付すこと。	H2　消防予 12
エ　移報用装置のボックスには，警備会社の連絡電話の番号を表示すること。◆	指導基準	ウ　移報用装置のボックスには，警備会社の連絡電話の番号を表示すること。◆	指導基準
オ　定期的に点検を行い適正に維持すること。◎	H2　消防予 12	エ　定期的に点検を行い適正に維持すること。	H2　消防予 12
カ　移報用装置が作動した場合，自動火災報知設備の予備電源及び非常電源に悪影響を及ぼさないこと。◎	H2　消防予 12	オ　移報用装置の作動によって自動火災報知設備の予備電源及び非常電源に支障をきたさないこと。	H2　消防予 12
キ　自動火災報知設備と警備会社の責任の分界点は，移報用装置の２次側接点（引き出し端子）とする。◆	指導基準	カ　自動火災報知設備と警備会社の責任の分界点は，移報用装置の２次側接点（引き出し端子）とする。◆	指導基準
ク　自動火災報知設備の受信機で，移報用の無電圧接点を有しているものに接続するときは，移報用装置を設置することを要しない。この場合，同接点を分界点とし，他の設備と共用することはできない。◆	指導基準	（削除）	
（追加）		⑵　連動停止スイッチ	H8　消防予 164

⑵　工事の施工 ア　届出から使用までの順序● 着工届→施工→検査（消防署）→使用 イ　移報用装置の着工届出書には，移報用装置メーカーの工事説明書及び自動火災報知設備の保守点検受託会社の接続方法が支障ない旨の確認又は当該防火対象物の関係者の承諾が，届出書の摘要欄に証明してあること。◆ ウ　工事の施工は，法第17条の５の規定に基づき，当該工事にかかる消防設備士免状を有する者によって行うこと。● エ　工事が完了したときは，所轄消防署に届出て検査を受けること。 ● （図10－１　略） （追加）	 法17の14 指導基準 令36の2 法17の3の2	ア　連動停止スイッチは、専用のものとすること。 イ　連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。 ウ　連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。 エ　連動停止スイッチを設ける場合の配線例については、第13火災通報装置の技術基準の例によること。 オ　既設の受信機の内部に連動停止スイッチを組み込む場合は、当該自動火災報知設備に精通した甲種の消防設備士が行うこと。 ⑶　工事の施工 ア　届出から使用までの順序＿ 着工届→施工→検査（消防署）→使用 イ　移報用装置の着工届出書には，移報用装置メーカーの工事説明書及び自動火災報知設備の保守点検受託会社の接続方法が支障ない旨の確認又は当該防火対象物の関係者の承諾が，届出書の摘要欄に証明してあること。◆ ウ　工事の施工は，法第17条の５の規定に基づき，当該工事にかかる消防設備士免状を有する者によって行うこと。＿ エ　工事が完了したときは，所轄消防署に届出て検査を受けること。 ＿ （図10－１　略） 図10の２－１　無線式自動火災報知設備の構成図例 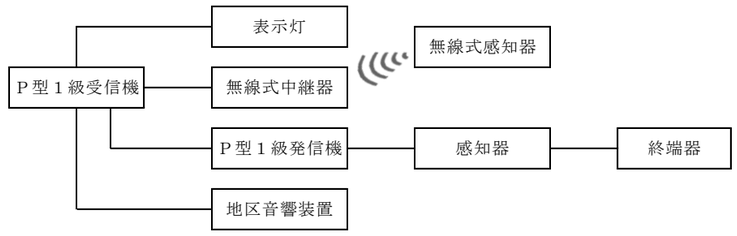 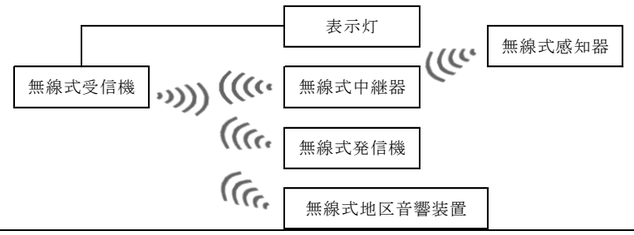 	 法17の14 指導基準 令36の2 法17の3の2